



各位

会 社名 DMG森精機株式会社 代表者名 取締役社長森 雅彦 (コード番号 6141 東証第一部) 問合せ先 専務取締役経理財務本部長 小林 弘武 (TEL 052-587-1811)

新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成28年6月15日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役、執行役員、並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上および企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、当社の取締役及び監査役、執行役員、並びに当社及び当社子会社の従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものです。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約0.83%であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社取締役及び監査役11名6,700 個当社執行役員21名1,950 個当社及び当社子会社の従業員122名2,440 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社の単元株式数に基づき1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の総数

11,090個とする。すなわち、1,109,000株であります。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株 予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の 総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たりの発行価額は、31,700円とする。なお、当該金額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値1,189円/株、株価変動性49.888%、配当利回り2.187%、無リスク利子率-0.262%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1,189円/株、満期までの期間3.9年)に基づいて、第三者評価機関である山田FAS株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、ブラック・ショールズ・モデルによって算出した価額と同額に決定したものである。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,189円とする。

なお、本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後 調整前 1 行使価額 ⁺ 行使価額 × 分割又は併合の比率

② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行新規発行株式数 × 1株当たり払込金額調整後調整前株式数 +1株当たりの時価行使価額 = 行使価額 ×既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間 平成29年6月16日から平成32年6月15日までとする。

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行 使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを 要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認める。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に 定めるところによる。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(7)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、二又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得に ついて当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議に よってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとす る。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 に関する事項

上記(8)に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認 を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使条件 上記(7)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項 上記(9)に準じて決定する。
- (12) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権の割当日平成28年7月19日
- (14) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成28年7月19日
- (15) 新株予約権証券 新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

以上